

認知症の人が起こした事故に関する救済制度についての論点整理

1 救済制度のタイプについて

(1) プランⅠ（①+②の複合型）

① 賠償責任を負う者がいない場合の被害者の救済

認知症の人ご本人、ご家族など誰も賠償責任を負わない場合は（責任保険が機能しないため）、被害者を救済する必要性が高いのではないかと。

（課題）

- ・ 責任無能力の判断が難しいと考えられる。（訴訟の場合は、確定判決が出るまでには相当の期間を要する。訴訟以外の対応は、市や被害者が加害者の責任無能力を立証するような仕組みが必要だが、運用上困難か。）

② 認知症の人ご本人やご家族が賠償責任を負う場合の救済

認知症の人ご本人やご家族が賠償責任を負う場合に、これらの方の経済的負担を軽減するための対応を実施することについてどう考えるか。この対応においては、市が直接給付する形だけでなく、責任保険に加入することについて市がサポートする形も考えられるがどうか。

（課題）

- ・ モラルハザードを生じさせないため、故意による事故の場合は外す必要があるのではないかと。

(2) プランⅡ（①+②の統合型⇒認知症の人の責任能力の有無を問わず救済）

認知症の人ご本人が事故を起こした際、賠償責任の有無の判断は困難な場合が多いと考えられるため、賠償責任の有無に関わらず、広く救済する対応をしていくことについてどう考えるか。

（課題）

- ・ モラルハザードを生じさせないため、故意による事故の場合は外す必要があるのではないかと。
- ・ 市が直接給付する形にした場合、負担が大きくなりすぎる可能性があるのではないかと。

※ その他の検討課題（認知症ご本人への対応）

事故によって、認知症の人ご本人が亡くなられたり、障害を負ったりする場合に、遺族やご本人に対して支援することについてどう考えるか。

2 救済対象を認知症の人に限定することについて

○ 以下の視点等を踏まえ、まずは認知症の人に限定して、救済制度を創設することについてどう考えるか

- ・ 認知症は加齢によって引き起こされる可能性が高く誰もがなりうる。
- ・ 救済制度をつくることで認知症の人への行動制限を少しでも減らすことが出来るのであれば、認知症の人にやさしいまちづくりのための一つ方策となる。
- ・ モデル事業的に、まずは認知症の人に限定した制度を創設・運用することとし、制度が上手く機能する場合は、今後、他の精神障害等に対象を拡大することも考えられる。

3 事故の発生地要件・認知症の人と被害者の住所要件について

(1) 事故の発生地要件

事故発生地を問わない（海外も含む）という考え方と、一定の地域で起こった事故に限定する（国内に限定、神戸市内に限定等）との考え方があるが、今後、制度の検討を進める中で、発生地を限定することについてどう考えるか

(2) 認知症の人と被害者の住所要件

○ 加害者の立場による視点

認知症の人（神戸市民）が起こした事故で、被害にあった人（住所地を問わない）を救済することについてどう考えるか

○ 被害者の立場による視点

認知症の人（住所地を問わない）が起こした事故で、神戸市民が被害にあった場合に救済する案についてどう考えるか

4 事故救済制度の対象とする認知症の判定について

○ 事故救済制度に関する認知症の定義

- ・介護保険法は「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義しているが同じ定義でよいか。それとも、本制度独自の定義（認知症の型や年齢等）を導入すべきか。

○ 事故救済制度の対象

- ・認知症の判定（診断）をされた人を対象とするか（その場合、認知症の検診制度の導入が必要か）
- ・認知症の疑いのある人も対象とするか。

○ 認知症の判定方法

- ・認知症の判定を診断によるとすると、どの機関で診断を行うのが適切か。
- ・認知症ということが事故の後日に判明した場合の対応をどう考えるか。

5 救済対象事故や救済額について

- 救済対象事故や救済額は、類似の救済制度を参考に設定することについてどう考えるか。
- 実損の補償ではなく、上限を定めた定額支給を基本として検討することについてどう考えるか。

(死亡の場合)

- ・ 犯罪被害給付制度 2,965万円～320万円
- ・ 労災保険 遺族の数等に応じ、その方の賃金の153日分～245日分を支給
- ・ 自賠責保険 最高3,000万円
- ・ 神戸市犯罪被害者等生活資金一時金 30万円

(後遺障害の場合)

- ・ 犯罪被害給付制度 障害1～3級 3,975万円～1,056万円
それ以外 1,270万円～18万円
- ・ 労災保険 障害1～7級 313日分～131日分の年金支給
障害8～14級 503日分～56日分の一時金支給
- ・ 自賠責保険 遺失利益、慰謝料等を支給
障害1～14級 最高3,000万円～最高75万円
※神経・精神等に著しい障害を残して要介護の場合
(最高4,000万円)

(重傷病の場合)

- ・ 犯罪被害給付制度 負傷又は疾病にかかった日から1年間の医療費と休業損害の合算額(上限120万円)
- ・ 労災保険 労災病院等での療養の給付、療養費用の支給
- ・ 自賠責保険 治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料を支給
(被害者一人あたり最高120万円)
- ・ 神戸市犯罪被害者等生活資金一時金 10万円

- 犯罪被害給付制度、労災保険、自賠責保険等にはない、物損やその他の損害（例：火災等の物損や電車の遅延損害等のその他の損害）を救済することについてどう考えるか。

- 法人が被った損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）

- 個人が被った損害の内、事業等に伴う損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）

- 認知症の人の起こした事故で、その方のご家族が被った損害の取扱いをどう考えるか。

- 被害者が他の救済制度（犯罪被害給付制度や労災保険、自賠責保険等）から給付を受けることが可能な場合や、加害者側から（任意の）損害賠償や、自身が加入する障害保険等から給付を受けることが可能な場合の減額調整についてどう考えるか。